

第1章 総則

(名称)

第1条 この組織は、長野県オリエンテーリング協会という。

(事務所)

第2条 本協会は、事務所を本協会の定めるところに置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本協会は、長野県を代表する団体として、オリエンテーリングの普及推進を図るとともに、健康体力づくり及び会員相互の親睦を図り、地域のスポーツ振興に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本協会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) オリエンテーリングの競技会、大会等の開催
- (2) オリエンテーリングの講習、指導者の養成及び組織の育成
- (3) オリエンテーリングの普及のためのパーマメントコースに関すること
- (4) オリエンテーリングの地図作成に関すること
- (5) オリエンテーリングに関する調査研究
- (6) オリエンテーリングに関する情報の収集、提供及びオリエンテーリングに関する機材の販売及び斡旋
- (7) その他本協会の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第5条 本協会の会員は、次の2種類とする。

- (1) 正会員：本協会の主旨に賛同し、公認指導員の資格を有する個人
- (2) 賛助会員：本協会の主旨に賛同し、本協会の事業を援助する個人、または団体

(入会)

第6条 会員になる者は、入会申込書に入会金を添えて本協会に提出しなければならない。

- (2) 入会の承認は理事会が行うものとする。
- (3) 本協会の入会金は次のとおりとする。
 - 1 正会員 1000円
 - 2 賛助会員 個人 500円 団体 1000円

(会費)

第7条 正会員、賛助会員は会費を納入しなければならない。

- (2) 本協会の会費は次のとおりとする。
 - 1 正会員 社会人：3000円、学生：2000円
 - 2 賛助会員(個人) 社会人：3000円、学生：2000円
(団体) いずれも 3000円 一口以上
- (3) 会費は複数年を一括して納入することができる。
 - ・一般・団体
1年分 3000円、2年分 5500円、3年分 8000円、4年分 10000円
 - ・学生
1年分 2000円、2年分 3500円、3年分 5000円、4年分 6000円

(退会)

第8条 会員が退会をしようとするときは書面でその旨を理事会に届けなければならない。

- (2) 会員が死亡のときは退会したものとみなす。
- (3) 会費を2年間にわたり納入しなかったときは退会したものとみなす。

(除名)

第9条 会員が次の各号の一に該当するときは、総会において出席者全員の4分の3以上の議決に基づき除名することができる。この場合、その会員に対し、決議の前に弁明する機会を与えなければならない。

- (1) 本協会の規約に違反したとき
- (2) 本協会の名誉を傷つけ、または本協会の目的に反する行為をしたとき

(会費等の不返還)

第10条 退会し、または除名された会員が既に納入した会費、入会金、その他会員としての義務に基づく金品は、これを返還しない。

第4章 役員

(役員)

第11条 本協会には、次の役員を置く。

- (1) 理事 若干名
- (2) 監事 2名
- 2 理事のうち1名を会長、若干名を副会長、1名を理事長、1名を事務局長とする。

(役員の選任)

第12条 役員は総会で選任する。

- 2 役員の選出方法については、総会において定める。
- 3 理事及び監事は相互にこれを兼ねることができない。

(理事の職務)

第13条 会長は、本協会を代表し、その業務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐するとともに、会長に事故があったとき、または会長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 理事長は、理事会を代表し、本協会の業務を処理する。
- 4 理事は、理事会を構成し、規約及び総会の議決に基づき、本協会の職務を執行する。

(監事の職務)

第14条 監事は次に掲げる業務を行う。

- (1) 財産の状況を監査すること。
- (2) 理事の職務執行状況を監査すること。
- (3) 財産の状況または及び業務の執行について、不正の事実を発見したときは、これを総会または理事会に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要があるときは、総会または理事会の召集を請求すること。

(役員の任期)

第15条 本協会の役員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

- 2 補欠または増員により選任された役員の任期は、前任者または現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、その任期満了後も後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員の解任)

第16条 役員が次の各号の一に該当するときは、総会において3分の2以上の議決に基づいて解任することができる。この場合、総会において議決する前にその役員に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に耐えられないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反、その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき。

(役員の報酬等)

第17条 役員は原則として無報酬とする。

- (2) 役員には費用を弁償することができる。
- (3) 前項に関し必要な事項は、総会の議決を得て、会長が別に定める。

第5章 総会

(職別)

第18条 本協会の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(会議の構成)

第19条 総会は、第6条の会員をもって構成する。

(権能)

第20条 総会は、この規約で定めるもののほか、本協会の運営に関する重要な事項を議決する。

(開催)

第21条 通常総会は、毎年1回以上開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認め召集の請求をしたとき。
 - (2) 会員の4分の1以上から会議の目的を記載した書面により、召集の請求があったとき。
 - (3) 第14条第1項第4号の規定により、監事から召集の請求があったとき。

(召集)

第22条 総会は、会長がこれを召集する。

- 2 会長は、開催の請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を召集しなければならない。
- 3 総会を召集するときは、会議の日時、場所、目的、及び審議事項を記載した書面をもって、事前に通知しなければならない。

(議長)

第23条 総会の議長は、会長があたる。

(定足数)

第24条 総会は、会員の現在数の過半数の出席がなければ、開会することができない。

(議決)

第 2 5 条 総会の議事は、この規約に別に定める場合を除いて、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決等)

第 2 6 条 やむを得ない理由のため、総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
2 前項の場合における前 2 条の規定の運用については、その会員は出席したものとみなす。

(議事録)

第 2 7 条 総会の議事については、議事録を作成し、議長及び出席者の 2 名以上が署名押印をしなければならない。

第 6 条 理事会

(構成)

第 2 8 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第 2 9 条 理事会は、この規約で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項。
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項。
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項。

(理事会の召集等)

第 3 0 条 理事会は、必要に応じて、理事長が召集する。ただし、理事の現在数の 3 分の 1 以上から会議が付議すべき事項を示して理事会の召集を請求されたときは、理事長は、その請求があった日から 3 0 日以内に臨時理事会を召集しなければならない。

(議長)

第 3 1 条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(定足数)

第 3 2 条 理事会は、第 2 4 条から第 2 7 条までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」及び「会員」とあるのは、それぞれ「理事会」及び「理事」と読み替えるものとする。

第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 3 3 条 本協会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 入会金、会費及び指導員登録手数料。
- (2) 事業に伴う収入。
- (3) 資産から生ずる収入。
- (4) 寄付金品。
- (5) その他の収入。

(資産の管理)

第 3 4 条 本協会の資産は、会長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、会長が別に定める。ただし、その用途または管理方法を指定して寄付されたものがあるときは、その指定に従わなければならない。

(経費の支弁)

第 3 5 条 本協会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第 3 6 条 本協会の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事会が編成し、総会の議決を得る。

(暫定予算)

第 3 7 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない事情により予算が成立しないときは、会長は、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 3 8 条 本協会の事業報告及び収支決算は、毎会計年度終了後、理事会が事業報告書、収支決算書及び財産目録等を編成し、監事の監査を経た後、総会の議決を得る。

(会計年度)

第 3 9 条 本協会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 3 1 日に終わる。

第 8 章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第 4 0 条 この規約は、総会において会員総数の 4 分の 3 以上の議決を得て変更するこ

とができる。

(解散)

第 4 1 条 本協会は、総会において会員総数の 4 分の 3 以上の議決を得て解散することができる。

(残余財産の処分)

第 4 2 条 本協会の解散のときに有する残余財産は、総会において会員総数の 4 分の 3 以上の議決を得て処分するものとする。

第 9 章 事務局及び専門部

(事務局)

第 4 3 条 本協会の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には事務局長を置く。
- 3 事務局長は理事の中より会長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

(専門部)

第 4 4 条 オリエンテーリングに関する専門的事項を処理するために必要により専門部を置くことができる。

- (2) 専門部は理事が担当する。
- 2 専門部に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

第 1 0 章 補則

(委任)

第 4 5 条 この規約に定めるもののほか、本協会の運営に必要な事項は、総会の議決を経て会長が別に定める。

付則

- 1 この規約は 1 9 9 1 年 4 月 6 日より施行する。
(1 9 9 4 年 5 月 1 3 日 ・ 2 0 0 2 年 9 月 1 4 日 規約一部改正)